

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定の  
全部効力停止処分について

平成 28 年 3 月 18 日（金）

茨木市が実施した監査の結果、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき、平成 28 年 3 月 18 日付けで、下記の指定居宅介護支援事業所の行政処分を行いました。

記

1 処分対象事業者

- (1) 法人名 有限会社ケア・ステーションフォー・ユー
- (2) 代表者 取締役 丹澤 和恵（たんざわ かずえ）
- (3) 所在地 茨木市春日四丁目 1 番 17 号

2 処分対象事業所

- (1) 事業所名称 ケア・ステーションフォー・ユー
- (2) 申請所在地 茨木市春日四丁目 1 番 17 号
- (3) 指定年月日 平成 17 年 5 月 1 日

3 行政処分の内容及び期間

- (1) 処分の内容 3 箇月間の全部効力停止
- (2) 効力停止期間 平成 28 年 5 月 1 日から平成 28 年 7 月 31 日まで

4 行政処分を行う理由

- (1) 運営基準違反  
居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）が実施されておらずその記録がなかった。  
サービス担当者会議が開催されていない。または、開催したものの一部のサービス事業者を参加させず若しくは意見の聴取を行っていないかった。  
利用者の居宅サービス計画の同意及び交付を行っていないかった。
- (2) 不正請求  
運営基準減算を行わなければならないことを知りながら、介護報酬を減算せずに請求し受領した。

健康福祉部  
福祉指導監査課  
電 話 072-620-1809（ダイヤルイン）  
F A X 072-623-1876